



議案第三十六号

三朝町旧慣使用林野整備に関する基本方針について

別紙のとおり三朝町旧慣使用林野整備に関する基本方針を設定することとして、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に關する法律（昭和四十二年七月九日法律第百三十六号）第十九条の規定により本議会の議決を求めらる。

昭和四十三年三月十一日

三朝町長 坂出雅己

昭和四拾参年参月露三日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町旧慣使用林野整備に因する基本方針

一、趣旨

昭和四十年度から林業構造改善事業として入会林野の近代化事業を実施してゐるところであるが、あわせて昭和四十二年度から「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に因する法律」(昭和四十一年七月九日法律第百二十六号)に基づき事業として、竹田旭小夜、三徳、並に三朝の各財産区が所有する林野のうち、各部落(集団)に旧慣使用権がある林野(縁故使用地)の整備を実施するため、次のとおり基本方針を定める。

二、基本方針

(1) 整備の対象とする林野の範囲

三朝町の各財産区が所有する林野のうち、直営林野以外のもの、旧慣使用権がある林野(縁故使用地)の範囲内とする。

部落別旧慣使用林野の対象面積は別表のとおり。

(2) 整備後における土地利用の形態

農林業上の利用の増進を図るため、自然的条件、流通経済的条件等を考慮して、現実に

適合する土地利用につとめるものとする。

林業的利用地は土地条件を考慮し、主として用材林の造成につとめ、農業的利用地は林業的利用地以外の土地とする。

(3) 整備後における権利の形態

旧慣使用权者等の権利の内容と、その所有名義者の有する所有権の實質的な内容とを考慮し、整備後における土地利用の形態および経営の形態に適合する権利を設定するが、原則としては所有権まで移行する。

(4) 整備後における経営の形態

原則として、個人分割利用地、協業利用地、共同(合収造林地等)利用地の三区分別とする。また新たに権利を取得する者の意向を考慮しながら個人利用地、協業利用地の助長を図る。また生産森林組合、又は農業生産法人等の組織による協業経営の促進を図る。

(5) 整備と他事業との関連

整備にあつては、農林業上の利用を増進するため、事業で国や県が行なうもの、又は、国や県の補助に係るものと関連させ、効率的な実施によつて促進を図る。

(6) その他

- イ、土地対価等の処理については、旧慣使用権者、所有権者及び町の三者協議によつて決定するが原則として緑地使用地区への賃借移譲が望ましくこの旨考慮する。
- ロ、整備は林業構造改善事業による入会林野近代化事業実行地区のほか意欲のある地区が順次推進する。
- ハ、課税の特例を設け整備によつて新しく権利を取得した者に対しては、町税の一定期間の減免または土地運用によつての奨励措置を講ずる。
- ニ、整備事業地区に対しては、県の指導援助のもとに町は重点指導地区として一貫性ある振興対策を講ずる。
- ホ、事業の推進にあつてはこの基本方針のほか三朝町入会林野近代化事業推進委員に詳知する。

三朝町入会林野等面積一覽表

事業体名	旧債使用地	入会林野	計	事業体名	旧債使用地	入会林野	計
大橋	四四		四四	福本	二六三		二六三
恩地	六〇		六〇	下谷	五九四	一四五	七三九
赤松	四九		四九	畑代	二四三	九五	三三八
湯谷	九四		九四	上谷	二〇一	五九	二六〇
今泉	一一五	三四	一四九	下谷	一〇四	一三	一一七
本泉	一四一		一四一	木地山	一六五	二二	一八七
本林	一一六		一一六	和谷	三八六	二一七	六〇三
鎌田	三四		三四	穴鴨	二二九	八	二四七
吉尾	九六		九六	丹谷	四七一	二七	五三三
下谷	二六	五三	七九	穴鴨	一一	二七	二二
福田	九六		九六	下谷	一一		一一
芳賀	五二		五二	旭財產区	一六五		一六五
福河	八七	三	九〇	三朝農協	九		九五
小河	五		五	曹源寺	一五〇		一五〇
福吉	二八五		二八五	久原	一五六		一五六
梓谷	四六		四六	助谷	一一〇		一一〇
鋸山	一一八	七	一二五	恩地大持赤松	五		五
計	二八〇	四〇	三二〇	計	五		五

事業体名	旧積使用地	八合林野	計	事業体名	旧積使用地	八合林野	計
福山	一九六	六	二〇二	西小鹿	九三	二八	一二一
竹田野呂	四五〇		四五〇	東小鹿	一五七	二二	一七九
曹源寺	二三八		二三八	神倉	二〇三	七	二一〇
久原	五八		五八	中津	二八		二八
曹源寺久原	二二		二二	小鹿野呂	四八		四八
旭野産区	一四三		一四三				
大瀬	三七	五六	九三				
横手	一七	四	二一				
山田	二	一	三				
三朝	一一	六〇	七二				
砂原	三	三	六				
佐茶	一〇〇	一七八	二七八				
坂本	九三	三〇二	三九五				
三徳	三四七	三一	三七八				
依原	八五	三七	一二二				
余戸	一一三	一	一一四				
西尾	一一五		一一五				
高橋	一一	五	一七				
西尾	一一		一一				
総計	七六四三	一五二三	八六五二				

注 森林簿による属地調査